

様式第 33 号の 2 の 11（第 101 条の 2 の 19、第 101 条の 2 の 25 関係）（第 2 面）

注 意

- 1 この通知は、13 欄の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この通知を滅失し、又は損傷したときは、管轄公共職業安定所の長に速やかに申し出てください。
- 2 教育訓練休暇給付金の支給を受けようとするときは、この通知を教育訓練休暇取得認定申告書（様式第 33 号の 2 の 12）その他関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。
- 3 あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
- 4 定められた日に来所又は郵送等により申告を行わないときは、教育訓練休暇給付金の支給を受けられなくなることがあります。
- 5 教育訓練休暇期間中に離職したとき、自己の労働等によって収入を得たとき及び教育訓練休暇とは異なる休暇を取得したときは、その旨を必ず届け出てください。
- 6 偽りその他不正の行為によって教育訓練休暇給付金の支給を受け、又は受けようとしたときは、以後教育訓練休暇給付金の支給を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名、住所若しくは居所、又は電話番号に変更があったときは、変更があった後の最初の認定日又は支給日に、届書を提出してください。
- 8 9 欄の所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に教育訓練休暇給付金を受けることができる最大限の日数です。
- 9 教育訓練休暇給付金に関する処分又は上記 6 の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 教育訓練休暇給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。